

第09号

2024年
9月20日



Safety Mail

• 滋賀県警察本部交通企画課 •

県内の交通事故発生状況

《令和6年8月末現在の人身事故》

	件数	死者	傷者
本年	1,702	15	2,074
前年	1,750	28	2,137
増減	-48	-13	-63

〈高齢者の事故〉

※高齢者…65歳以上をいう



	件数	死者	傷者
本年	601	11	329
前年	566	9	279
増減	+35	+2	+50



秋の全国交通安全運動

令和6年9月21日(土)～9月30日(月)

運動の重点

- ① 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- ② 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ④ 横断歩道利用者ファースト運動の推進（滋賀県重点）

75歳以上の方へ【自主返納支援開始】

※必ず手続き時にICOCAをご持参ください。



WESTER POINT

運転免許を自主返納をされた方に

1500 ポイント

お持ちのICOCAにポイントチャージして、
交通機関などでご利用いただけます！



モバイルICOCA

令和7年2月28日まで
※但し予算に達し次第終了

反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

◇ 運転者の皆さんは ◇

車を運転中に子どもや高齢者、障害者を見かけたら、徐行または一時停止するなどして、その行動に十分注意して運転しましょう。また、歩行者に対して「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

◇ 歩行者の皆さんは ◇

道路を横断するときは、近くの横断歩道を利用して信号の遵守や左右の安全確認など、交通ルールを守りましょう。また、夜間は、明るい色の服装や反射材用品を身に付けましょう。

夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

◇ 夕暮れ時と夜間は、スピードダウン ◇

夜間は、歩行者や自転車などの発見が遅れます。速度によって、停止距離が変わることを理解し、速度を守り、道路の状況に応じた速度で運転をしましょう。

また、対向車等がないときは、前照灯をロービームからハイビームに切り替えて運転しましょう。

◇ 飲酒運転ダメ！絶対に！ ◇

「少ししか飲んでないから、少しの距離だから」など、勝手な理屈による飲酒運転の代償は大きく、取り返しのつかない悲惨な結果となります。

飲酒による運転への影響や飲酒運転事故による生活への影響について、家庭、職場などで話し合いましょう。

自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

◇ 自転車安全利用五則を守りましょう ◇

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



◇ ヘルメットを着用しましょう ◇

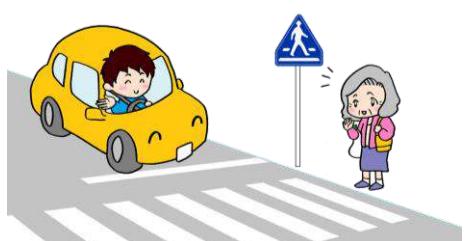
令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化となりました。

自転車事故で亡くなられた方の多くは頭部に致命傷を負われていますので、ヘルメットを着用しましょう。

横断歩道利用者ファースト運動の推進（滋賀県重点）

◇ 運転者の皆さんは ◇

信号機のない横断歩道の手前には、「横断歩道あり」の道路標識や路面標示（ダイヤマーク）が設置されています。歩行者が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止しましょう。



◇ 歩行者の皆さんは ◇

道路を横断するときは、左右の安全確認をして、車が停止してから横断しましょう。道をゆずってくれた運転者には、可能な限り感謝の意思表示をして、お互い気持ちよく道路を利用しましょう。

9月30日(月)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけようご協力ください。

TEL 077-522-1231（代表） Eメール x0022@police.pref.shiga.jp